

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 92 号

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則(昭和 49 年岩手県規則第 37 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 10 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 10 号ハ及び第 63 条第 3 項第 5 号イ</u>の規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 11 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニ及び第 63 条第 3 項第 6 号</u>の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下「政令」という。) <u>第 18 条の 5 第 12 項、第 20 条の 2 第 11 項、第 38 条の 4 第 21 項及び第 38 条の 5 第 10 項</u>の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令 <u>第 18 条の 5 第 14 項、第 20 条の 2 第 13 項、第 38 条の 4 第 23 項及び第 38 条の 5 第 12 項</u>の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(優良住宅認定の申請)</p> <p>第 4 条 優良住宅認定を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第 31 条の 2 第 2 項第 11 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニ</u>の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に当該工事が進ちょくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ及び第 63 条第 3 項第 5 号イ</u>の規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ及び第 63 条第 3 項第 6 号</u>の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下「政令」という。) <u>第 19 条第 13 項、第 20 条の 2 第 17 項、第 38 条の 4 第 27 項及び第 38 条の 5 第 11 項</u>の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令 <u>第 19 条第 15 項、第 20 条の 2 第 19 項、第 38 条の 4 第 29 項及び第 38 条の 5 第 13 項</u>の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(優良住宅認定の申請)</p> <p>第 4 条 優良住宅認定を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ</u>の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に当該工事が進ちょくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>

(優良住宅認定申請の手続の特例)

第4条の2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に法第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニの規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第7条第3項の規定による検査済証又はその写し

(2) 法第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

(承継)

第11条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該宅地の造成区域に係る土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第10号ハ又は第62条の3第4項第10号ハの規定による認定にあっては、同号に規定する個人又は法人に限る。)は、第9条第1項の規定による優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に限り、知事に届け出て、優良宅地認定に基づく地位を承継することができる。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定(法第31条の2第2項第10号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項(住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)第47条第1項の規定により適用される場合を含む。)の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(優良住宅認定申請の手続の特例)

第4条の2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証又はその写し

(2) 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

(承継)

第11条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該宅地の造成区域に係る土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハの規定による認定にあっては、当該各号に規定する個人又は法人に限る。)は、第9条第1項の規定による優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に限り、知事に届け出て、優良宅地認定に基づく地位を承継することができる。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定(法第31条の2第2項第14号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第1（第3条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮 尺
[略]		
土地の <u>登記簿謄本</u>	造成区域内の土地の <u>登記簿謄本</u>	
[略]		

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮 尺
[略]		
確認通知書又はその写し	建築基準法第6条第3項の規定による <u>確認通知書</u> 又はその写し（ <u>同条第1項</u> の規定による確認を受けなければならない場合に限る。）	
検査済証又はその写し	建築基準法第7条第3項の規定による <u>検査済証</u> 又はその写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。ただし、 <u>法第31条の2第2項第11号ニ</u> 又は <u>第62条の3第4項第11号ニ</u> の規定による認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合を除く。）	
[略]		

別表第1（第3条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮 尺
[略]		
土地の <u>登記事項証明書</u>	造成区域内の土地の <u>登記事項証明書</u>	
[略]		

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮 尺
[略]		
確認済証又はその写し	建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による <u>確認済証</u> 又はその写し（ <u>第6条第1項</u> の規定による確認を受けなければならない場合に限る。）	
検査済証又はその写し	建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による <u>検査済証</u> 又はその写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。ただし、 <u>法第31条の2第2項第15号ニ</u> 又は <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> の規定による認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合を除く。）	
[略]		

建築費計算書	[略]	
高床式住宅証明書	特定行政庁の住宅が建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第一号様式に規定する高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの（住宅が当該高床式住宅に該当する場合に限る。ただし、建築基準法第 6 条第 3 項の規定による確認通知書又はその写しにその旨の記載のある場合を除く。）	
その他知事が必要と認める書類		

様式第 1 号（第 3 条関係）

[略]		
租税特別措置法	第 28 条の 4 第 3 項第 31 条の 2 第 2 項第 62 条の 3 第 4 項第 63 条第 3 項第 5 号	[略]
5 号イ		
10 号ハ	の規定による優良な宅地の供給	
10 号ハ		
イ		
に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。		
[略]		
※受付欄		
岩手県	地方振興局	市町村

備考 1・2 [略]

建築費計算書	[略]	
その他知事が必要と認める書類		

様式第 1 号（第 3 条関係）

[略]		
租税特別措置法	第 28 条の 4 第 3 項第 31 条の 2 第 2 項第 62 条の 3 第 4 項第 63 条第 3 項第 5 号	[略]
5 号イ		
14 号ハ	の規定による優良な宅地の供給	
14 号ハ		
イ		
に寄与する宅地の造成であることの認定を申請します。		
[略]		
※受付欄		
		市町村

備考 1・2 [略]

3 法第 31 条の 2 第 2 項第 10 号ハ又は第 62 条の 3 第 4 項第 10 号ハの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」の欄は、記載を要しない。

(A 4)

様式第 3 号 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)

[略]		第 28 条の 4 第 3 項第		[略]
租税特別措置法		第 31 条の 2 第 2 項第		
		第 62 条の 3 第 4 項第		
6 号		第 63 条第 3 項第 6 号		
<u>11 号ニ</u> <u>11 号ニ</u>		の規定による優良な住宅の供給		
に寄与する住宅の新築であることの認定を申請します。				
[略]				
※受付欄				[略]
岩手県	地方振興局	市町村		

備考 1・2 [略]

3 「住宅の構造」の欄には、耐火、簡易耐火及びその他の区分を記載してください。

4 法第 31 条の 2 第 2 項第 11 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しない。また、法第 31 条の 2 第 2 項第 11 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニの規定による認定の申請のうち、中高層の耐火共同住宅に係る申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しない。

3 法第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ又は第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」の欄は、記載を要しません。

4 受付欄は、適宜変更することができます。

(A 4)

様式第 3 号 (第 4 条、第 4 条の 2 関係)

[略]		第 28 条の 4 第 3 項第		[略]
租税特別措置法		第 31 条の 2 第 2 項第		
		第 62 条の 3 第 4 項第		
6 号		第 63 条第 3 項第 6 号		
<u>15 号ニ</u> <u>15 号ニ</u>		の規定による優良な住宅の供給		
に寄与する住宅の新築であることの認定を申請します。				
[略]				
※受付欄				[略]
		市町村		

備考 1・2 [略]

3 「住宅の構造」の欄には、耐火、準耐火及びその他の区分を記載してください。

4 法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニの規定による認定の申請以外の申請の場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しません。また、法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ又は第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニの規定による認定の申請のうち、中高層の耐火共同住宅に係る申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しません。

- 5 法第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニの規定による認定の申請のうち一団の住宅に係る申請の場合には、それぞれの住宅について別紙（別記様式第2）に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載してください。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄は、記載を要しない。
- 6 既に法第31条の2第2項第11号ニ又は第62条の3第4項第11号ニの規定による認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定による認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を備考欄に記載してください。
- 7 住宅が建築基準法施行規則第一号様式に規定する高床式住宅である場合にあつては、「住宅の床面積」の欄には、床下部分以外の部分の面積を記載してください。

(A4)

様式第4号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3
第31条の2第2
第62条の3第4
第63条第3項第

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

項第5号イ

項第10号ハ
項第10号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

- 5 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請のうち一団の住宅に係る申請の場合には、それぞれの住宅について別紙（別記様式第2）に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載してください。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄は、記載を要しません。
- 6 既に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定による認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を備考欄に記載してください。
- 7 受付欄は、適宜変更することができます。

(A4)

様式第4号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3
第31条の2第2
第62条の3第4
第63条第3項第

下記の宅地の造成は、租税特別措置法

項第5号イ

項第14号ハ
項第14号ハ に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

5号イ

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3
第31条の2第2
下記の宅地の新築は、租税特別措置法
第62条の3第4
第63条第3項第

項第6号

項第11号ニ
項第11号ニ
に規定する優良な住宅の供給に寄与するもの

6号

として認定したことを証する。

[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

第28条の4第3項第5号イ
租税特別措置法
第31条の2第2項第10号ハ
第62条の3第4項第10号ハ
の規定
第63条第3項第5号ハ

による 年 月 日付け第 号の宅地造成につき、認定
の内容に適合している旨の証明を申請します。

(A4)

様式第10号（第12条関係）

[略]

第28条の4第3
下記の宅地の造成は、租税特別措置法
第62条の3第4
第63条第3項第

項第5号イ

項第10号ハ
5号イ
に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

であることについて認定したことを証する。

[略]

様式第5号（第7条関係）

[略]

第28条の4第3
第31条の2第2
下記の住宅の新築は、租税特別措置法
第62条の3第4
第63条第3項第

項第6号

項第15号ニ
項第15号ニ
に規定する優良な住宅の供給に寄与するもの

6号

として認定したことを証する。

[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

第28条の4第3項第5号イ
租税特別措置法
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
の規定
第63条第3項第5号ハ

による 年 月 日付け第 号の宅地造成につき、認定
の内容に適合している旨の証明を申請します。

(A4)

様式第10号（第12条関係）

[略]

第28条の4第3
下記の宅地の造成は、租税特別措置法
第62条の3第4
第63条第3項第

項第5号イ

項第14号ハ
5号イ
に規定する優良な宅地の供給に寄与するもの

であることについて認定したことを証する。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は認定書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は認定書等については、なお従前の例による。